

新たな広域道路交通計画における 物流ネットワークについて

重要物流道路について

重要物流道路とは

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として計画路線を含めて指定し、機能強化、重点支援を実施

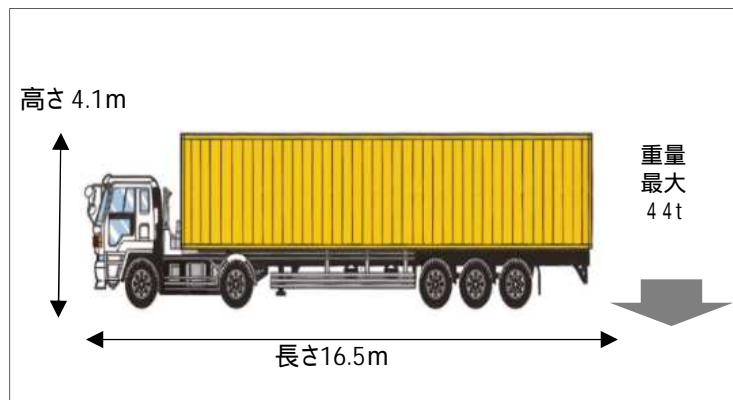
指定対象となる道路

- ・高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等から指定
- ・2018年度内を目途に、まずは既存道路をベースとして指定

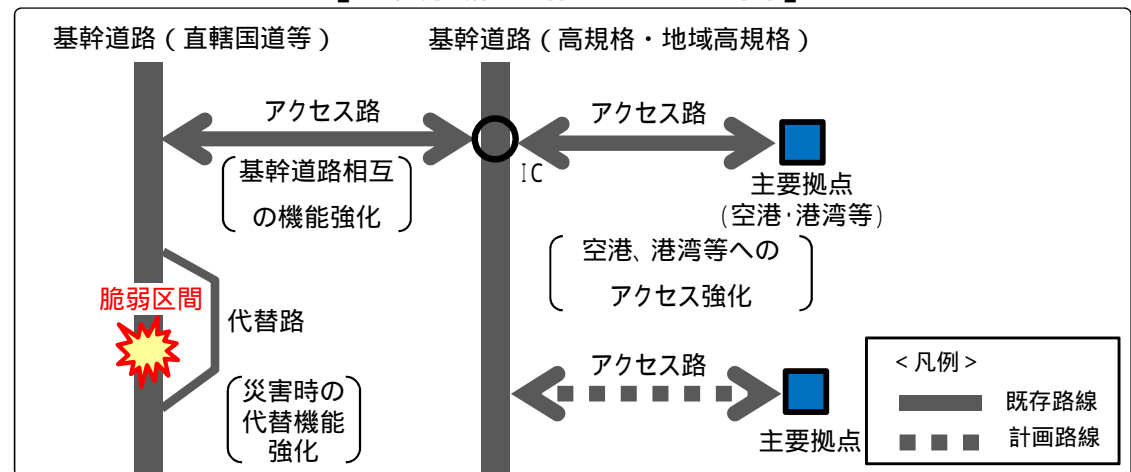
機能強化・重点支援

- ・国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置を導入
- ・災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行 等

[国際海上コンテナ車 (40 f t 背高)]



[重要物流道路のイメージ図]



重要物流道路を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定について

今後の道路計画の主な課題（現計画はH6策定、H10以降未改定） 広域道路整備基本計画

- 新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を見据えた未来志向の計画が必要。

新たな国土構造の形成

- スーパーメガリージョンの実現
- 中枢・中核都市等を中心とする地域の自立圏の形成 等

グローバル化

- インバウンドへの対応
- 国際物流の増加への対応 等

国土強靱化

- 災害リスク増大への対応
- 代替機能の強化の必要性 等

各交通機関との連携強化

ICT活用・自動運転社会への対応

新たな広域道路交通計画の策定

- 各地域において中長期的な観点からビジョン、計画を策定（定期的に見直し）

「平常時・災害時」を問わない「物流・人流」の確保・活性化

(1)

広域道路ネットワーク
計画



(2)

交通・防災拠点
計画



(3)

ICT交通マネジメント
計画

重要物流道路の指定・地域高規格道路等の広域道路ネットワークの再編 等

新たな計画の策定主体・検討体制

< 策定主体 >

< 検討体制 >

国土交通省

- 今後の広域的な道路交通のあり方
- 重要物流道路の指定(国交大臣)
- 代替路・補完路の指定(国交大臣)
- 地域高規格道路等の再編・指定(国交大臣) 等



全国的な視点からの調整

地方ブロック

各地方整備局長が策定(各地方整備局単位)

ビジョン(ブロック)



計画(ブロック)



都道府県間や地方ブロック間の調整

都道府県

都道府県知事・政令市長が策定(各都道府県単位)

ビジョン(都道府県)



計画(都道府県)

- 社整審道路分科会基本政策部会、物流小委員会等の意見を伺いながら検討

- 各地方ブロック幹線道路協議会¹で、有識者等の意見²を伺いながら検討
 - 1 地方整備局、都道府県、政令市、高速会社等で構成
 - 2 社整審地方小委員会、地域道路経済戦略研究会地方研究会の活用

- 各都道府県幹線道路協議会で、有識者等の意見を伺いながら検討
地域の大学等との連携
- 代替路・補完路は、緊急輸送道路ネットワーク協議会と連携して検討
地方整備局、都道府県、政令市、高速会社、警察、自衛隊等で構成

今後の検討の流れ

2018年3月 道路法等の一部を改正する法律成立

2018年6月 新たな広域道路交通ビジョン・計画について、各地域における検討開始

各地方ブロック及び都道府県毎に検討

← 広域道路ネットワークの課題等（基本政策部会・物流小委員会）

⇒ ビジョンの中間とりまとめ、計画の第1次案のとりまとめ

物流生産性の向上や迅速な災害対応の必要性を踏まえ、国際海上コンテナ車(40ft背高)の利用の観点から、重要物流道路を早期に指定する

物流に資する広域道路ネットワークのうち、同車両の利用がある、または利用が今後見込まれる開通区間及び事業中区間を指定することを基本とする

2019年3月頃 重要物流道路の1次指定(既存道路)

← 今後の広域的な道路交通のあり方（基本政策部会・物流小委員会）

2019年夏以降 順次、新たな広域道路交通ビジョン・計画の策定

○重要物流道路の指定（計画路線）

○地域高規格道路等の再編・指定 等